

# 国際法協会日本支部のご案内

2016年6月

国際法協会日本支部は、国際法協会（International Law Association、1873年設立、本部ロンドン）の日本支部として、1920年12月13日に設立されました。1960年1月6日に社団法人として認可されました。2012年4月1日付で一般社団法人に移行し、今日に至っています。事務所は東京大学法学部研究室にございます。ロンドンの本部と協力しつつ、国際法・国際私法を研究し、その発達を促し、国際的法律統一事業に協力し、あわせて世界の法律家間の親善と理解とを増進することを目的とする学術団体です。

国際法協会は世界の主要各国の国際法・国際私法の研究者及び実務家から構成される学術団体です。理事長は Lord Mance（英国最高裁裁判官）、全会員数は約4000名。2年に1回、世界大会が開催されてきました。ここ10年間の開催は、ベルリン（2004年）、トロント（2006年）、リオ・デ・ジャネイロ（2008年）、ハーグ（2010年）、ソフィア（2012年）、ワシントンDC（2014年）です。日本支部は、1964年に東京で世界大会を主催しました。日本支部の創立百周年にあたる2020年には京都で世界大会を開催することが決定され、その準備をすすめています（2020年8月23日から27日まで京都国際会館にて開催の予定です）。日本支部は積極的に国際法協会の学会運営にかかわり、各国際委員会（フェミニズムと国際法、国際商事仲裁、国際家族法、国際人権法、国際通貨法、国際証券規制、武力行使、宇宙法、非国家主体、核兵器・核不拡散と現代国際法、海洋法における基線、国際消費者保護、国際法における承認・非承認、知的財産と国際私法、国際刑事法における補完性、グローバル保健法、先住民の権利の履行、持続可能な開発とグリーン経済、法の支配と国際投資法、国際私法におけるプライバシーの保護、国際裁判手続の各委員会が現在活動中）に委員を派遣しています。気候変動に関する法原則委員会（2014年に活動終了）、知的財産と国際私法委員会及び国際裁判手続委員会では日本支部会員が委員長となり、また武力紛争の犠牲者に対する賠償委員会（2014年に活動終了）及び国際人権法委員会では日本支部会員が報告者となるなど、日本

支部は国際委員会の議論を主導してきました。また、年に2回ロンドンで開催される本部理事会には支部役員が出席しています。

日本支部は現在329名の会員（個人会員311名、特別会員6名、維持会員12名）を有し、2番目に大きな支部となっています。現在の代表理事は柳井俊二（国際海洋法裁判所裁判官、元駐米大使）です。歴代の会長（代表理事）は、栗山茂、横田喜三郎、下田武三、田畑茂二郎、石本泰雄、小田滋、柳井俊二、村瀬信也、奥脇直也といった我が国を代表する国際法学者や外交官がつとめてきました。日本支部は毎年4月に国内大会を開催しています。最近のテーマは、「国際法と文化」（2009年）、「主権免除の新たな展開」（2010年）、「国連の活動の展開と課題」（2012年）、「武力紛争犠牲者に対する賠償」及び「気候変動」（2013年）、「エネルギーと国際法」（2014年）、「捕鯨裁判」及び「宇宙をめぐる法と政策」（2015年）、「知的財産権と国際法・国際私法」（2016年）です。

日本支部は、学会誌 英文国際法年鑑（Japanese Yearbook of International Law, 1957年度刊行の第1巻から2007年度刊行の50巻までの誌名は Japanese Annual of International Law）を刊行してきました。最新号は2015年度（2016年3月）刊行の第58巻です。同年鑑は我が国における唯一の英文国際法年鑑・雑誌であるにとどまらず、世界を代表する国際法年鑑・雑誌の1つとして世界の国際法学界において高い評価を受けております。

国際法協会日本支部は、2020年に京都で世界大会を主催いたします（同年8月23日から27日まで京都国際会館にて開催）。日本での開催は1964年8月に東京で開催されて以来、2回目となります。これら2回の大会とも、奇しくも東京オリンピックと同じ年の開催となります。2020年は日本支部の設立100周年にあたります。皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部研究室内

（一社）国際法協会日本支部      [ila@j.u-tokyo.ac.jp](mailto:ila@j.u-tokyo.ac.jp)

<http://www.ilajapan.org/>